

# 在外公館施設への 日本木材の利用促進

平成26年1月17日  
外務省  
大臣官房在外公館課

# 1 外務省における木材利用促進計画

## (1) 公共建築物における木材利用の促進のための計画

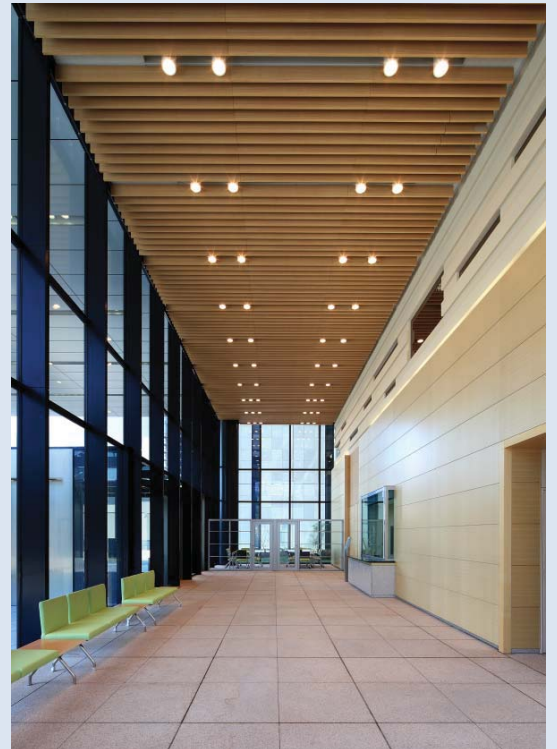
外務省として、平成24年に「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」を策定し、その整備する公共建築物において、関係法令やコスト等を考慮しつつ、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図ることとしている。

## (2) 在外公館施設における日本木材の利用例

### 在中国日本国大使館事務所



多目的ホール



エントランスホール

## 2 設計段階からの取り組み

### (1) 意匠計画(設計)

■外務省は、在外公館施設の設計業務委託仕様書において、平成22年以降、「日本を代表する施設としてふさわしい意匠計画に配慮する」ことを規定してきている。これに基づき、設計段階においてコストやメンテナンスの容易さにも配慮しつつ、建設工事における日本木材の利用の促進を図っている。

■日本木材の利用に当たっては、エントランスホール等、多くの来客者の目に触れる箇所を優先することとしている。

### (2) 林野庁との連携

■具体的には、在外公館施設の設計業者が決定した段階で、林野庁と協力し、日本らしい建材・木材を提供しうるメーカー等と当該設計業者の間の情報交換の場を設定している。これにより、日本木材の利用の検討が可能となる。

■現在、在パプアニューギニア大使館新築計画において内装等に日本木材を利用することを検討している。

このタイミングで情報交換の場を設定

